

## 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

北海道エアポート株式会社旭川空港事業所と旭川市及び大雪消防組合は、旭川空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、北海道エアポート株式会社旭川空港事業所（以下「甲」という。）と旭川市消防本部及び大雪消防組合消防本部（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（活動区分）

第2条 空港の管理区域内における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺（空港の標点から半径9キロメートル圏内の区域をいう。以下同じ。）における緊急事態の消火救難活動は、乙のうち、当該緊急事態の発生場所を管轄区域とする乙が第1次的にあたり、甲及び当該緊急事態の発生場所を管轄区域としない乙は、必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港の管理区域内に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の各号について電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 緊急事態の発生場所及び時刻
- (3) 航空機の機種及び搭乗人員
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 前2項の通報に応じて出動した甲又は乙が現場に到着したときは、速やかに通報した甲又は乙に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動に要した費用の負担については、別に甲と乙が協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施する場合には、当該航空機の状態、現場におけるこん跡その他火災又は事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通知）

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動を行ったときは、速やかにそのてん末を相互に通知するものとする。

（訓練）

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する訓練計画を立案し、総合

訓練等を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等の消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に疑義が生じたときは、その都度協定市町等が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(附則)

この協定は、令和2年10月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、北海道エアポート株式会社旭川空港事業所長並びに旭川市長及び大雪消防組合管理者が記入押印して、それぞれ1通を保有する。

令和 2年 9月 00日

北海道エアポート株式会社

旭川空港事業所長 北野 俊勝



旭川市長

西川 将人



大雪消防組合管理者 角和 浩幸



## 旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づく覚書

この覚書は、旭川空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、北海道エアポート株式会社旭川空港事業所（以下「甲」という。）と旭川市消防本部及び大雪消防組合消防本部（以下「乙」という。）が協定の円滑な実施について、必要な事項を定めるものとする。

### （出動区分）

第1条 協定第2条に規定する活動区分において、甲又は乙が必要に応じて出動する場合の要請は、旭川空港の管理区域内（以下「空港内」という。）における緊急事態の場合は甲が、空港周辺（空港の標点から半径9キロメートル圏内の区域をいう。以下同じ。）における緊急事態の場合は乙が行うものとする。

2 前項の要請による出動については、甲及び乙がそれぞれ定める規程又は消防計画に基づき、所要の消防隊等を出動させ、消火救難活動を行うものとする。

### （進入及び誘導等）

第2条 協定第2条第1項の消火救難活動は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 乙は、あらかじめ甲が作成したグリッドマップの制限区域出入口により、空港内に進入するものとする。

(2) 乙は、空港内の着陸帯及び航空機の移動区域内に進入又はこれらを横断する場合は、原則として甲の誘導により行うものとする。

(3) 乙は、待機を必要とする場合においては、原則として空港の消防庁舎前で待機するものとする。

### （消火救難活動の指揮）

第3条 空港内における消火救難活動の指揮は、原則として甲が行うものとする。ただし乙が出動した場合の指揮は、乙が行うものとする。

2 空港内における消火救難活動の乙が行う指揮は、大雪消防組合消防本部が行い、旭川市消防本部については相互連携して指揮業務を補完するものとする。

3 空港周辺における消火救難活動の指揮は、乙のうち緊急事態発生場所を管轄とする乙が行うものとする。

### （消火救難活動の業務）

第4条 空港内及び空港周辺における消火救難活動の業務は、人命救助及び緊急事態の拡大防止を優先し、甲と乙が連携してあたるものとする。

### （供用時間外の出動）

第5条 旭川空港の供用時間外において、甲又は乙が空港内及びその周辺における緊急事態を認知したときは、第1条第1項に規定する出動の要請がなくても出動できるものとする。

2 前項の出動は、甲又は乙からの要請があったものとみなす。

### （費用の負担）

第6条 協定第4条の規定による費用は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定める。

(附則)

この覚書は、令和2年10月1日から施行する。

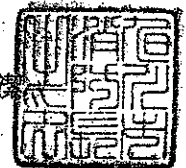
この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、北海道エアポート株式会社旭川空港事業所長並びに旭川市消防本部消防長及び大雪消防組合消防本部消防長が記入押印して、それぞれ1通を保有する。

令和2年 9月30日

北海道エアポート株式会社  
旭川空港事業所長 北野 俊勝



旭川市消防本部  
消防長 中農



大雪消防組合消防本部  
消防長 東本 浩昭

